

亀山市立昼生小学校 いじめ防止基本方針

平成26年4月1日策定

平成29年7月1日一部改正

令和2年5月1日一部改正

1 いじめに対する基本的な考え方

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が、心身の苦痛を感じているものをいう。

＜平成25年9月28日施行「いじめ防止対策推進法」より＞

上記の考え方のもと、亀山市いじめ防止基本方針に基づき、全ての教職員が「いじめは、どの子どもにも、どの学級でも起こりうるものである。」「いじめは、人権を侵害するものであり、人として決して許される行為ではない。」という基本認識にたつとともに、学校、家庭、地域等すべての関係者が総がかりでこの問題に取り組むことで、全校児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「昼生小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5つのポイントをあげる。

- ① いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ② 児童一人ひとりの自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③ いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- ④ いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保障するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力して、解決にあたる。
- ⑤ 学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。

2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

（1）「いじめ防止対策委員会」の設置

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、管理職、生活指導部長ならびに部員、養護教諭等によって構成される「いじめ防止対策委員会」を常設する。また、必要に応じて、学級担任や有識者等が委員会に加わる。

（2）「いじめ防止対策委員会」の役割

① 未然防止

ア いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

② 早期発見・事案対処

ア いじめの相談・通報の窓口としての役割

イ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割

ウ いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携はじめ関係機関との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

③ 学校基本方針に基づく役割

ア 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的施策の作成・実行・検証・修正を行う役割

イ 学校基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについて点検し、見直しを行う役割

3 いじめ防止の対策のための具体的な取組

(1) いじめの未然防止のために

① 安全・安心な学校づくり

ア 全ての児童が、安全・安心に学校生活を送ることができ、学習その他の活動に主体的に参加・活躍できるよう、授業づくりや集団づくり、学校づくりを進める。

② いじめに向かわない態度・能力の育成

ア 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、体験活動などの推進により、児童の社会性を育むとともに、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、お互いの人格を尊重する態度を養う。

イ 児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

学校の教育活動全体を通じ児童の社会性を育むとともに、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、お互いの人格を尊重する態度を養う。

ウ 児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

③ 自己有用感や自己肯定感の育成

ア 全ての児童が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、他の児童や大人との関わり合いを通して、他人の役に立っている、他人から認められているといった自己有用感や自己肯定感を獲得させる。

④ 児童自らがいじめについて学び、取り組む機会の設定

ア 児童がいじめを行わない、かついじめを傍観しないよう、児童自らがいじめの問題について学び、主体的に考え、いじめの防止に向けた取り組みが進むよう支援する。

(2) 早期発見のために

① いじめの実態を把握するための取組

ア 日頃から児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童が示す変化や危険信

号を見逃さないようアンテナを高く保つ。

イ 教育相談や、定期的なアンケート調査（学期に1回以上）の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

ウ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の活用、保健室の利用、電話相談窓口について広く周知する。

② 保護者との信頼関係を確立することで、家庭訪問や家庭連絡等を通して、児童の情報交換ができるようにする。

（3） いじめに対する措置

① いじめの発見・通報を受けたときの対応

ア いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。

また、「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。いじめの疑いがある行為には、早い段階から適切な関わりを持つことが必要である。いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保することも必要である。

イ 発見・通報を受けた教職員は、学校における「いじめ防止対策委員会」で直ちに情報を共有する。その後、当該組織が中心となり、速やかにいじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任を持って学校の設置者、被害・加害双方の保護者に連絡する。

ウ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるとき、学校はためらうことなく所轄警察署と相談して対処する。児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報する。

② いじめられた児童又はその保護者への支援

いじめられた児童から事実関係の聴取を行う。家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。児童や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、いじめられた児童の安全を確保する。いじめられた児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう必要な措置をとり、環境整備を図る。必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の活用や関係機関との連携を進める。

③ いじめた児童への指導又はその保護者への助言

いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめが確認された場合、学校は複数の教職員が連携し、必要に応じて外部専門家の協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。事実関係が確認できたら、迅速に保護者に連絡し、協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

いじめた児童へは、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。いじめの状況に応じて、特別の指導計画による指導のほか、関係機関との連携による措置も含め毅然とした対応をする。

④ いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。また、はやしたてるなど同調していた児童に対しては、いじめに加担する行為であることを理解させる。学級や学校等、集団全体には、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる指導をする。

⑤ ネット上のいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置を取る。その際、必要に応じて関係機関の協力を求める。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていく。併せて、ネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取り組みについても周知する。

⑥ いじめが「解消している」状態の判断

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

ア 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも3か月継続していること。ただし状況によってはさらに長期の期間が必要である場合は、市教育委員会又はいじめ防止対策委員会の判断により、さらに長期の期間を設定する。教職員は上記相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて相当の期間を設定して状況を注視する。

イ いじめに係る行為が止んでいるかどうか判断する時点で、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。教職員は被害児童本人及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうか面談等により確認する。

なお、いじめが解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察していく。

4 保護者・地域の役割

(1) 保護者の役割

いじめ防止対策推進法第9条では、保護者は「子の教育について第一義的責任を有するもの」とされ、保護する児童が「いじめを行うことのないよう」規範意識を養うための指導を行うとともに、いじめを受けた場合は「適切にいじめから保護する」とされている。

また、保護者は、学校等が講じるいじめの防止等のための措置に協力するよ

う努めるものとされ、いじめ防止に関する家庭の役割は極めて重要である。

(2) 地域の役割

子どもが安心して過ごすことができる環境をつくることは、地域社会の大切な役割であり、地域において大人が子どもを見守ることも重要である。地域住民がいじめを発見したり、いじめの疑いを認めたりした場合は、学校や市教育委員会等の関係機関に速やかに情報提供や相談を行うよう啓発を進めていく。

(3) 学校・保護者・地域の連携推進

学校は、PTAの各種会議や保護者会等の機会を利用して、いじめの実態や指導方針等の情報提供を行ったり、学校の各通信を通して協力を呼びかけたりして、保護者との連携を推進しなければならない。

また、学校は、いじめ防止基本方針をホームページ等で公開することで、学校、保護者だけでなく地域住民にも呼びかけ、地域ぐるみのいじめ防止対策を効果的に推進することが必要である。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

重大事態とは、①「いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき」、②「いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき」をいう。

①の「心身または財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童の状況に着目して判断する。たとえば、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合などのケースが想定される。

②の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、教育委員会または学校が判断する。

また、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして調査や報告等にあたる。

(2) 重大事態への対応

学校は、重大事態が発生した場合、教育委員会を通じて亀山市長へ事態発生について報告する。教育委員会は、調査の主体、組織、方法等を判断する。学校が調査主体となる場合は、教育委員会から必要な指導、または人的措置を含めた適切な支援を受ける。

学校は、重大事態に至る要因となつたいじめ行為、学校や教職員の対応、いじめを受けた児童及び保護者に対する情報等を適切に提供する。